

景観条例 (和歌山県)

・和歌山県景観条例に基づく対象行為については、届出が必要です。

■届出対象行為

行為の種類	バッファゾーン (慈尊院地区)	国道370号及び鉄道沿線	その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	高さ10m超または 延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m超または、延べ面積 1,000 m ² 超
工作物の 新築、増 築、改築若 しくは、移 転、外観を 変更する こととな る修繕若 しくは模 様替え又 は色彩の 変更	① 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	全ての行為	高さ10m 超または 築造面積 1,000 m ² 超
	② 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するも	全ての行為	高さ 10m超
	② の他の工作物	全ての行為	高さ 10m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	3,000 m ² 超